

高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、本市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の小売供給における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

(環境評価項目)

第3条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組及び地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(入札参加資格の要件)

第4条 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定・令和7年3月改訂経済産業省）に規定する電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に準拠しているものに限る。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成等を開示していないものについては、開示する日（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けた日から1年以内の日に限る。）を明示することにより、開示したものとみなす。）しており、かつ、前条に定める環境評価項目について、別紙「電力の調達契約に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）により算定した基本項目の得点の合計が70点以上の電気事業者が、入札参加資格を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、基本項目の得点の合計が70点に満たない電気事業者が、基本項目の得点に加算項目の得点を加えた合計が70点以上となる場合には、入札参加資格を有するものとする。

(評価)

第5条 本市が行う環境に配慮した電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第3条に定める環境評価項目を、評価基準により算定し、その評価点等を「電力調達契約

に係る環境配慮方針に基づく評価項目報告書」(様式第1号)(以下「評価項目報告書」という。)に記載し、指定された期日までに発注機関(高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

2 発注機関は、電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。

3 発注機関は、判定の結果について、当該電気事業者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針の規定は、この内規の施行の日以後の契約について適用し、同日前の契約については、なお従前の例による。